

超過課税の実施状況（平成14年4月1日現在）

（平成13年度決算額）

○ 都道府県

道府県民税法人均等割	1 団体	1 1 億円
法人税割	4 6 団体	9 2 7 億円
法人事業税	7 団体	9 4 3 億円
計	5 4 団体	1, 8 8 1 億円

○ 市町村

市町村民税個人均等割	1 8 団体	0 億円
法人均等割	5 7 4 団体	1 4 1 億円
法人税割	1, 4 3 0 団体	2, 2 7 0 億円
固定資産税	2 7 6 団体	4 1 5 億円
軽自動車税	2 9 団体	5 億円
鉱産税	5 2 団体	0 億円
入湯税	2 団体	0 億円
計	2, 3 8 1 団体	2, 8 3 0 億円

○ 合計 2, 4 3 5 団体 4, 7 1 2 億円

（参考1）上記の他に、高知県において、平成15年4月1日から5年間の時限措置として、県民税均等割の超過課税を実施。

※決算額については、端数処理のため計が一致しない場合がある。